

ストーカー



1人で悩まず

早めに警察に相談することが大切です。

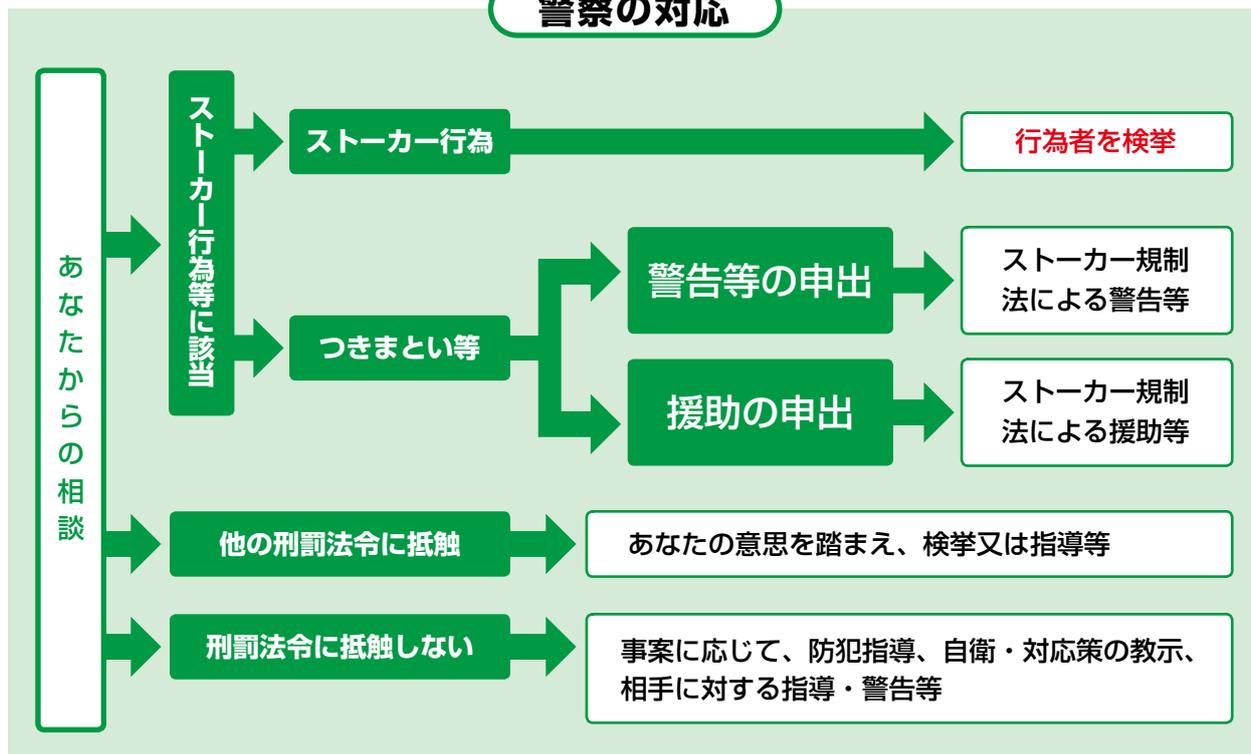
「どこに相談したらいいのかわからない」、「恥ずかしい」などの理由で、1人で悩んでいるうちに事態が深刻化し、最悪の場合、殺人などの凶悪事件に発展するケースもあり得ます。

警察では、あなたの意思を踏まえ、いわゆる「ストーカー規制法」に基づき、自衛策の教示などを行うほか、相手に対する警告や、ストーカー規制法はもとより、その他の法令を適用して相手を検挙し、被害の拡大防止を図ります。

また、法令に触れない場合でも、事案に応じた防犯指導、自衛・対応策の教示、相手に対する指導・警告を行います。

あなたの立場に立った対応を行います！！

警察の対応



「ストーカー行為」とは

同一の者に対して、「つきまとい等」を繰り返して行い又は承諾なく「位置情報無承諾取得等」を行うことを「ストーカー行為」といいます。

ただし、次の「つきまとい等」の1～4及び5の電子メールに関する部分については、**身体の安全、住居等の平穩、名誉、行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われた場合に限り**ます。

「つきまとい等」とは

恋愛感情や好意の感情、あるいは、その感情が受け入れられなかったことへの怨恨（不満）のために、あなたやあなたの家族などに対して、次の8つの行為のいずれかをするをいいます。

1 つきまとい・待ち伏せ・立ちふさがり・見張り・押しかけ・うろつき

あなたを尾行したり、通勤途中であなたを待ち伏せたりする。

自宅や勤務先、学校など、あなたが通常いる場所又はあなたが実際にいる場所の付近で見張る、押しかける、みだりにうろつく。

事例 1 交際を断った相手が自宅に押しかけてきた。

事例 2 あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押しかけてきたり、旅行先のホテルの付近をみだりにうろつかれた。



2 監視していると告げる

あなたの行動や服装を告げたりして、あなたを監視していることを気付かせる。

事例 1 「今日のデートは楽しかった？」などと、デートを監視していることを知らせるメールを送られた。

事例 2 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話をされた。



3 面会・交際など義務のないことを要求

あなたが嫌がっているのに、交際や面会、復縁を求めてくる。贈り物を受け取るように要求する。

事例 断ってもしつこく交際を申し込まれ、自宅や職場などまで来て贈り物をされた。

4 乱暴な言動

あなたを怒鳴ったり、家の前でクラクションを鳴らしたりする。

事例 不倫の別れ話で、相手から「家庭を壊してやる」と言われた。

5 無言電話、拒否されたのに連続電話・FAX・電子メール、文書等を送る

無言電話をかけてあなたを不安にさせたり、拒否しているのに電話をかけてきたり、FAX、電子メール、SNSによるメッセージ、手紙などの文書を送ってくる。

事例 1 交際を拒否し、携帯を着信拒否しても、連続して電話をかけられた。

事例 2 拒否しているのに、連続して電子メールやSNSを通したメッセージ、ブログへのコメント、手紙などの文書を送りつけられた。



お願い

行為の内容を確認するため、着信履歴やメールは削除せず、警察に相談してください。

6 汚物などの送付

汚物、動物の死体など、不快感や嫌悪感を与える物を自宅に送りつける。

事例 元の勤務先の同僚と別れて別の男性と結婚したら、自宅に動物の死骸や呪いのわら人形を送りつけられた。



7 名誉を傷つける

あなたを中傷したり、名誉を傷つけるような内容を告げたり、文書を届ける。

事例 1 復縁を迫る元彼から、携帯に「お前は淫乱な女だ」等との内容のメールが送られてきた。

事例 2 あなたの名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載された。



8 性的羞恥心の侵害

卑わいな言葉をあなたに告げたり、わいせつな写真をあなたの自宅に送りつけたり、インターネットで公開する。

事例 男性からの交際申込みを断ったところ、自宅に卑わいな写真が届き、車にわいせつな落書きをされた。

「位置情報無承諾取得等」とは

恋愛感情や好意の感情、あるいは、その感情が受け入れられなかったことへの怨恨（不満）のために、あなたやあなたの家族などに対して、次の2つの行為のいずれかをするをいいます。

1 承諾を得ないでGPS機器等により位置情報を取得

あなたの承諾なく、あなたの所持するGPS機器等の位置情報を取得する。

事例 取り付けたGPS機器等の位置情報をひそかに取得された。

2 承諾を得ないでGPS機器等を取り付ける等

あなたの承諾なく、あなたの所持する物にGPS機器等を取り付ける。

事例 自動車にひそかにGPS機器等を取り付けられた。

罰則 ストーカー行為をした場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

警察による援助

あなたからの申出により、次の援助ができます。

- 1 自ら被害を防止するための措置の教示
- 2 行為者の氏名、住所その他の連絡先の教示
- 3 行為者と被害防止交渉をする場合
 - ・交渉が円滑に行われるように交渉日時などの連絡
 - ・心構え、交渉方法の助言
 - ・警察施設の利用
- 4 被害防止のための防犯機器の教示・貸出
- 5 警告等を行ったことを証明する書面の交付 など

あなたがお住まいの地元の警察署の警察安全相談係に申し出てください。

事例 交際を断ったにもかかわらず、執拗に復縁を迫られ、相手がアパートに押しかけて性的関係を求めてくるとの相談を受け、警察は相談者の意思を踏まえ、ストーカー規制法に基づく警告を行いました。

しかし、その後もつきまとい等が続いたことから、男性をストーカー規制法違反で逮捕したところ、男性は反省して態度を改め、事案は収束しました。

※この事例は特別ですが、警察による警告でほとんどのストーカー行為は止んでいます。

あなた自身ができること

- 行為者に拒絶の意思をはっきり伝え、あいまいな態度は絶対取らない。
- ストーカー行為の日時や状況を全て記録し、電子メールや手紙等は保存する。
※ ストーカー行為の証拠として警告等の申出に必要となります。
- 必要な時以外は夜間の外出を避け、外出する時は複数で行動する。
- 防犯ブザーや携帯電話を常に携帯し、直ちに使える状態にしておく。
- 不審な届け物は、受け取りを拒否し、開封せずに送り返す。